

# 東日本大震災が東北水産業のフードシステムに与えた影響

寺本益英ゼミ

井上みなみ、池内健人、宇都野藍、上田一樹、下浦健人、  
寺田賢剛、中藺春奈、西尾達也、馬淵祐也、松本直人

## はじめに

それでは、今から私たち寺本ゼミの東日本大震災チームの発表の総括を記したいと思えます。まず、この発表総括で取り扱うテーマとは、東日本大震災が東北のフードシステムに与えた影響・・・そのフードシステムの一部、水産業を中心に扱います。今いったように、僕たちはこの東日本大震災の主な被災地となった東日本における水産業の影響と被災後の消費と関係する風評被害についてのテーマを取り扱います。これら二つのテーマをもとに、東日本大震災後の生産・消費状態を考察してみたいと思えます。

## 問題意識

なぜ、この水産業を中心に取組んだのか・・・問題意識を挙げると、この大震災により被災地は様々な災厄に見舞われました。津波による農地の冠水や、それによる米価の高騰、被災地域の雇用喪失、放射能汚染、産物の風評被害、挙げてみるときがありません。その中で、いくつかある産業の中でも、とりわけ、東北の水産業は古くから造船、水産加工、流通など広い範囲で、多くの雇用を生み出し、また地域コミュニティの核ともなってきました。しかし、東北水産業も、地震や、それにより引き起こされた津波によって甚大な被害をこうむり、私たちはこれら自然の驚異を感じずにはいられませんでした。しかし、多くの人々の支援もあり、今ではわずかながら復興の兆しが見えてきていることも事実です。そして、この水産業は先にも言ったように、広範囲の雇用を生み出し、地域コミュニティの核となってきたため、今回の東日本大震災における復興への大きな柱となるのではないかと思え、私たちはこれらの研究に踏み切りました。

そこで、今回のテーマでは、東日本大震災が水産業に与えた影響について中心に、3つの視点を提示しながら、水産関係のフードシステム構成産業を、第一次産業、第二次産業、第三次産業として、わたしたち消費者に届くまで広げて、震災によるさまざまな影響を研究することにしました。

まず、1つ目の視点として、地震、津波の水産業への被害に関すること。2つ目の視点として、水産加工業の政府支援や震災後の各地域の動きに関すること。最後に、3つ目の視点として、被災地域の消費経済と風評被害に関することについて、それぞれ研究を進めました。そして、被災地域の消費の現状についての視点から分析を試みました。視点の説明が多少大まかになって申し訳ありませんが、まず1つ目の視点は地震・津波の水産業への被害に関すること……2つめは水産加工業の政府支援や震災後の各地域の動きに関すること……そして最後に被災地域の消費状態と風評被害に関することです。そこで、私たちはそれぞれこの3つの視点をふまえながら総括を進めていきたいと思ひます。

それでは長くなってしまいましたが、これから発表総括に移らせていただきます。

## 1. 漁業・養殖業への被害

まず、地震、津波の水産業への被害について述べていきたいと思ひます。ただし、ここでは水産業を漁業、養殖業として話を進めて行きたいと思ひます。この震災が水産業に与えた影響はどのようなものなのでしょうか

### 東日本大震災について

平成23年3月11日午後2時46分、三陸沖（北緯38.1度、東経142.9度）を震源地とし、国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録しました。死者は約1万5千人、行方不明者は約9千人にのぼりました。

今回の大震災の特徴として、福島第一原子力発電所の放射能漏れの問題があります。この事故により、避難指示と屋内退避指示が発令された地域で漁港が利用できなくなり、航行危険地域とされた海域では漁業の操業を断念せざるを得ない状況になってしまいました（平成23年5月16日時点）。この事故は、震災後にも大きな爪痕を残し、連日新聞でも取り扱われるほど大きな話題となりました。

### 被害調査結果について

次に、震災後に実際に水産業に出た被害について考察をしていきたいと思ひます。これを考える上で私たちが最も参考にしたものが、農林水産省が実施したサンプリング調査と呼ばれるものであり、これはまたの名を標本調査といって、母集団（ある商品の一部を調べるときのその商品全体を指す言葉であり、ここでは被害対象となった漁業・養殖業のある一つの生産物全体）をすべて調査対象とする全数調査に対して、母集団から標本（母集団の部分集合であり、ここでは生産物の部分集合）を抽出して調査し、それから母集団の性質を統計学的に推定する調査方法のことです。

この農水省のサンプリング調査の結果によると、平成23年4月19日に、コウナゴから食品衛生法上の暫定規制値を超過する放射性物質が検出され、翌日20日には、福島県知事に対し、福島県で水揚げされるコウナゴの出荷・摂取制限の指示が出されました。5月13日には、福島県内で採取されたシラス、アユおよびワカサギからも暫定規制値を超える放射性物質が検出されました。この調査でわかるように、原発事故による放射能漏れが漁業・養殖業の生産物を汚染しているということがわかります。この結果にある暫定規制値超過や出荷制限に対する情報は、後述の被災地域生産物の風評被害にもつながっていきます。

このことからわかるように、震災が水産業にもたらした被害は地震・津波による損害だけでなく、放射能汚染もそれに含まれているということになります。この震災の結果として、周辺海域の漁港が操業不能、水産物の安全性に対する消費者の不安、被災地域生産物が敬遠されるといった風評被害が起きることとなりました。

今回の震災が水産業を中心とした各産業に、地震・津波と放射能汚染、同時というかつてないほどの異例な被害をもたらしたことがおわかりいただけたでしょうか。

※以下では震災による具体的な数値を挙げたので、被害状況などの閲覧に用いてください。

#### 震災前の青森県から千葉県にかけての漁業・養殖業の状況

- ▶ 国全体の生産量の24% (127万トン)
- ▶ 国全体の生産額の17% (2,319億円)
- ▶ 水産加工場数は全国の16% (1,627か所)
- ▶ 水産加工品の製造量は全国の33% (423万トン)

全国の中・大型漁船のうち2割が当地域で建造 (平成21年の数値)

#### 震災後の動き

- 5月21日 岩手県宮古市の重茂地区で天然ワカメ漁再開
- 7月23日 宮古湾奥で震災後初めて稚魚確認
- 10月24日 宮城県名取市で震災から約7ヶ月ぶりに水揚げと競りが再開
- 10月29日 宮城県石巻市で養殖カキの水揚げ開始

#### 養殖業・漁業被害のまとめ

地震の発生による漁港施設・市場・漁船などの破壊は目に見えてわかると同時に、放射能汚染によりもたらされた水産物の様々な制限。これら二つの被害は産業にかつてないほ

どのダメージを与えました。私たちはこれらの問題を解決し、いままでよりさらに強固で健全な産業育成の必要性を感じました。またそれと同時に放射能汚染は今日まで私たちの生活を支えてきてくれた食の安全をつかさどるフードシステムを直に脅かすものであると考えています。放射能汚染は非常に危険なものであるということです。

### 東日本大震災による水産関係の被害状況（平成 23 年 5 月 16 日時点）

主な被害	被害数	被害額(億円)
・ 漁船	20,718 隻	1,384
・ 漁港施設	319 漁港	6,442
・ 養殖施設		455
・ 養殖物		545
・ 市場・加工施設等共同利用施設		126
合計		8,952

## 2. 水産加工業について

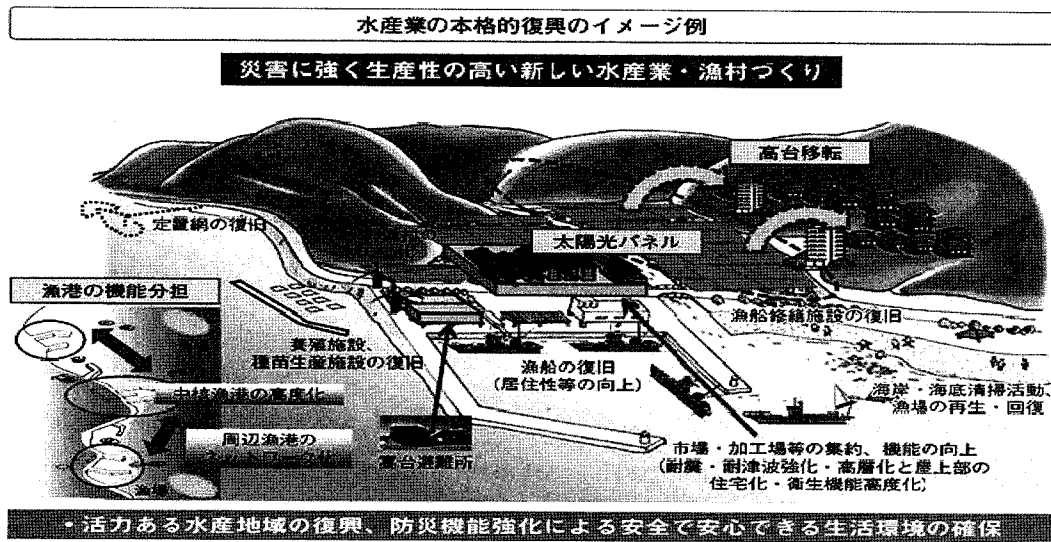
ここでは、水産業を別の角度からの視点として水産加工業を中心に震災の影響・およびそれに対する政策や地域（主に八戸市）の対応・対策などを挙げ、水産漁業の被害状況を考察していきたいと思います。

### 水産加工業の被災状況と課題

海沿いに多い市場、荷さばき所、製氷・貯氷施設、冷凍庫・冷蔵庫、水産加工場、水産業を支えるあらゆる生産基盤に甚大な被害がもたらされました。特に宮城県では、市場は10か所中10か所壊滅、水産加工場439件中、全壊323、半壊17、浸水38件といったように、特に被害が多くなりました。また、冷凍庫・冷蔵庫に保管されていた水産物が停電のため腐敗する、といった被害も生じています。

政府は本格復興に当たって、地域の意向・特徴等に応じて、マスタープランと呼ばれる以下のような取組を推進しています。

- ①地元自治体による地盤の整備と水産関連事業の再編立地を組み合わせた水産加工・流通業の集積化・団地化
  - ②水産加工業・製氷業・冷凍冷蔵庫業等の水産関連産業と、漁業者団体との連携・協力による、地域水産業の一体的再生に資する施設整備
  - ③企業同士による事業協同組合の設立等を通じた新たな共同利用施設の設備
- これら三つを重点的に取り上げてみたいと思います。
- ④上記の①水産の水産加工・流通業の集積化・団地化においては・・・（図参照）



このような新しい街づくりを政府は推進しています。女川町でも、実際、これをもとにして作ったのかは、裏付けがなかったので断定はできないのですが、街づくりにこのイメージ例を取り入れているようにも思えます。

②地域水産業の一体的再生に資する施設整備においては、八戸市（青森県）を例に取り上げてみたいと思います。

まず、八戸漁港（青森県）とは・・・

八戸漁港は、1960年に利用範囲が全国的な漁港のうち、水産業のためには特に重要であるとして政令で定められた特定第三種漁港に指定されていて、魚市場を中核とした流通と冷蔵・加工施設等が整備された拠点漁港であり、八戸漁港に水揚げされる魚種は、主にイカとサバであり、この漁港での水揚量全体の8割を占めています。

八戸魚市場は、八戸市が市場開設者として管理していて、(株)八戸魚市場と八戸みなと漁協が卸売業者として運営されている地方卸売市場であります。

また、さばフィレー、ロールイカ、かわむきイカなど水産関連の一般加工企業、すり身、缶詰、水産物漬物等の企業、また、製氷、冷凍・冷蔵関係企業が多く集積し、全国の漁港の中でも有数の施設規模でもあります。

## 流通・加工施設の被害

### (1) 八戸漁港の被害

漁船が岸壁に打ち上げられたり、タンカーが岸壁に衝突したりして、港湾施設等に甚大な被害を受け、漁港関係では、船が接岸する岸壁や防波堤・護岸が破損しました。

### (2) 後背施設の被害

水産加工業関係では、八戸水産加工業協同組合連合会を構成する 65 社のうち 33 社が被災し、また冷蔵・冷凍関係では、八戸冷凍事業協会を構成する 47 社のうち 30 社が被災しました。製氷関係でも 5 社中 3 社が被災しており、このほか、輸送関係で、青森県トラック協会水産物輸送部会を構成する 35 社中 22 社が被災しました。

## 流通・加工施設の復旧

### (1) 魚市場の復旧

魚市場は八戸市が開設者として管理しており、復旧への対応は早くなりました。特に、建物関係については、23 年度予算での執行をいち早く決断し、早期の復旧をはかったので、市場、卸売場は 8 月末までには復旧することが出来、市場は既に活気を取り戻しているようです。

### (2) 加工施設の復旧

八戸地区の水産加工業者の場合、中小企業庁の「中小企業等復旧・復興支援補助」を活用しました。この制度は、国の一次補正予算で措置され、複数の中小企業等で構成されるグループが復興事業計画を策定し、県の認定が得られれば、施設や設備の復旧・整備の補助を受けることができます。八戸の漁業を支える造船、製氷、流通、加工、運輸等の企業がグループを作り、八戸の水産加工業の復旧の推進役となっています。また、八戸の流通・加工業の場合、漁業商工業連携の基盤が、早期復旧につながっているとみることができます。これには、八戸商工会議所水産部会の役割が大きいです。水産部会は、水産加工業者で構成されており、個々の企業の位置付けが大きいです。現在、漁業、流通・加工一体として、地域としての復旧・復興をはかることが柱の一つになっていますが、漁業商工業連携は、復旧・復興を支える基盤となっています。

## 八戸の流通・加工復興の基盤

### (1) イカを中心とした産業集積

八戸魚市場に水揚げされる魚種は、イワシが大幅に減少し、現在はイカが過半を占めているが、様々な種類のイカが獲れるため、イカの水揚げでは日本一を誇っている。八戸の水産加工業者は、イカ製品等を中心としたブランドの確立を目指しており、新製品の開発や販路拡大に積極的に取り組んできました。イカを中心とした水産業関連産業の集積が進み、地域経済や雇用への貢献度が高く、川上から川下に至る一連のサプライチェーンを形成し、地域産業の核になっています。企業同士による事業協同組合の設立等を通じた新たな共同利用施設の設備については、政府の東日本大震災復興構想会議の第一次提言に盛り込まれた、「水産特区」構想をめぐり、被災県の漁協が猛反発しています。全国漁業協同組合連合会（全漁連）は7月6日、都内で水産特区構想に反対する集会を開催し、「地元漁業者主体の法人が漁協に劣後しないで漁業権を取得できる」ことを求めた第一次提言について、「一つの漁場に二つの管理主体が存在することになる。操業上の紛争は必至だ」（服部郁弘・代表理事会長）と主張しました。被災県からは「地域の意向を踏まえない特区導入は容認できない」（岩手県漁業協同組合連合会の大井誠治・代表理事会長）、「過去の例でも企業はいったん魚価が下がればすぐ撤退する」（宮城県漁協の阿部力太郎・代表理事理事長）と、強硬な反対意見が示されました。

水産特区が提言に記されたきっかけは、5月10日の同会議で宮城県の村井嘉浩知事が提出した案であります。宮城県は東日本大震災の津波で、142港ある漁港すべてが被災するなど、漁業は全国最大の被害を受けました。もともと、約1万人いる漁業就業者の半数が60歳以上で、震災以前から担い手不足にも悩んでいました。そうした状況を踏まえ、村井知事は、水産特区創設による漁業再生を提案し、全国一密集度の高い漁港の機能を3分の1へ集約するほか、経営基盤が脆弱な個人の漁業継続、生産から加工・販売までが一体の新たな経営組織の設立・導入に向け、民間資本の参入を促す重要性を訴えました。漁協側が水産特区に抵抗する最大の理由は、「今でも民間企業は漁業に参入できるのに、なぜ特区を新たに作らなければならないのか」（全漁連の長屋信博・常務理事）、というものです。宮城県が開放を計画する一定区域で養殖業を営む「特定区画漁業権」については、現行の漁業法でも、民間企業が漁協の組合員となって免許を得て、漁場行使料を負担しさえすれば可能です。すでに、長崎県など西日本では、約40社の民間企業がマグロの養殖に参入しており、徳島県の橘町漁協は水産加工・小売りのヒロ・コーポレーションと連携し、夏場以外で需要が落ち込むハモの商品群を広げ、通年販売を可能にしたケースもあります。

「われわれは民間企業の参入を拒むのではなく、むしろノウハウを活用したいと思っている。しかし特区創設はそうした連携を真っ向から否定する無法者を作り出す」

(長屋常務理事)

これに対し、村井知事の考えは・・・

「漁協にぶら下がり漁業権の免許を与えよ。」

確かに現行の漁業法においても、企業の漁業参入は認められている。とはいえ「漁協の下にぶら下がることに抵抗を感じる民間企業もあり、もっと自由に入りやすい環境を作ることが大切だ」(村井知事)。

村井知事が自由に入りにくいと主張する理由の一つが、民間企業が漁協の組合員となって参入する際に支払う金銭負担であります。マグロ養殖の場合、漁場行使料に加え、民間企業が出資金・販売手数料・賦課金など漁協へ払う金額の合計は、約3000万円にも膨らむと見られ、さらに負担は各漁協バラバラで、その根拠は多くの場合、開示されていません。

漁協の組合員になるのにも手間がかかります。国内水産最大手のマルハニチロホールディングスは、子会社社員を社長にした有限会社という形で組合員となり、全国8漁場・9カ所で養殖事業を行っています。しかし、「組合員になるまで漁協との関係を構築するのに4～5年はかかる。民間にとって経営のスピードが遅いと言わざるをえない」(マルハニチロ)。漁業権の免許の優先順位は現状で、漁協が1位、地元漁民を含めた法人が2位以下で、1位との溝は大きく、全国でも純粋な民間企業が免許を与えられた例はありません。だからこそ、漁協の組合員にならなくても、地元漁民と民間企業が共同出資する法人が、免許を直接取得できるようにし、漁業法は変えず、「権利付与の優先順位を漁協と同列にする」(村井知事)ことが、企業参入を後押しするはずで、それが特区構想の肝であります。

実は、漁協の中から特区創設を歓迎する声もあります。岩手県大船渡市にて、個人でホタテの養殖を営む滝澤英喜氏はこう見通しています。

「漁協には、個人の漁業者から水産物を集めて市場に流す、共同販売事業がある。が、手数料が高いうえに、販売ルートが限られる。民間企業が入れば、効率的に全国のマーケットに流せる」。

政府の復興構想会議に先駆けて、日本経済調査協議会の提言では、より具体的な案も出始めました。

「漁協が企業参入を嫌うなら、(撤退しても運営に混乱を来さないよう)漁協が民間企業に供託金を預けてもらう。10年程度で成果を見極めればいい」(元農林水産事務次官の高木勇樹氏)。「漁業法や水産業協同組合法を改廃し、目的を資源管理や経営能力向上に置くべき」(政策研究大学院大学の小松正之教授)。



宮城県に限らず、日本の漁業は就業者数、漁獲量とも右肩下がりを続けてきた。漁協は既得権を守るだけでなく、いかに民間企業と向き合うか。特区をめぐる議論は、長年横たわる漁業再生の課題を、あらためて浮き彫りにしています。

政府の復興構想会議に先駆けて、日本経済調査協議会の提言では、「漁協が企業参入を嫌うなら、撤退しても運営に混乱を来さないよう、漁協が民間企業に供託金を預けてもらう。10年程度で成果を見極めればいい」というような、具体的な案も出始めています。

宮城県に限らず、日本の漁業は就業者数が右肩下がりを続けてきた。漁協は既得権を守るだけでなく、いかに民間企業と向き合うか。特区をめぐる議論は、長年横たわる漁業再生の課題を、あらためて浮き彫りにしています。

他にも、上で取り上げた3つ以外にマスタープランでは・・・

- ・6次産業化や品質・衛生管理の向上等を支援（産地市場の再編成等）
- ・漁港の復興との整合をとりつつ推進（加工原材料の確保）
- ・当面不足する魚種について産地への影響に配慮しつつ、輸入割当制度を柔軟に運用（被災地産の水産物の消費拡大）
- ・「食べて被災地の復興を支える」取り組みを推進

### 水産加工業のまとめ

水産加工場は海の近くなので津波によってほとんど流され、水産業を支えるあらゆる生産基盤に甚大な被害をもたらされました。他にも、建物以外に、魚の仕分けなど、特別な技術を持った人が減少してしまいました。この大きな被害が出たところをどのように復興していくのか、政府は財源不足という問題をもっており、この状況で考え付いた政策がマスタープランであり、これの制定の後、本格復興に当たっては、地域の意向・特徴等に応じて、

- ①地元自治体による地盤の整備と水産関連事業の再編立地を組み合わせた水産加工・流通業の集積化・団地化
- ②水産加工業・製氷業・冷凍冷蔵庫業等の水産関連産業と、漁業者団体との連携・協力による、地域水産業の一体的再生に資する施設整備
- ③企業同士による事業協同組合の設立等を通じた新たな共同利用施設の設備

という水産加工業活性化への取り組みを考えていました。これらの取り組みは、地域の横のつながりを重視したものである一方で、水産特区構想など一方的な経営統合を拒むなど、

二面性のある問題であるということで、これからの地域活性化の課題を考える上で非常に興味深いものとなっています。仮に、これらが問題なく機能するとして、水産加工業は本当に活性化するのはわかりませんが、水産加工業の災害からの早い立ち直りをみてみると、やはり水産加工業は地域活性化の柱になっていると実感できます。

### 3. 消費に与える影響 ～風評被害について～

ここでは、産業の経済状態の目安となる東北の消費経済の姿と風評被害の影響について述べていきたいと思います。それでは、震災後の東北地方の消費について考えていきたいと思います。この消費を考える上で、述べたいことは先ほど第一次産業で触れられたテーマともかかわる水産物の安全性に対する消費者への不安・つまり水産物が敬遠される風評被害について、次にそしてその風評被害が消費に与えた影響についてであり、以上のことを踏まえながら述べていきたいと思います。

#### 風評被害について

耳にしたことがあるかもしれませんが、世間でよく聞くようになった風評被害について述べていきたいと思います。なぜかというところの風評被害は今回の地震での原発事故の消費に最も大きな影響を与えたものだと思うからです。

次に今回の東日本大震災により、この風評被害がどのように影響しているか。次の新聞記事の要約をみながら紹介していきたいと思います。

「今回の東京電力福島第一原子力発電所の事故により発生した放射性物質により、国の定めた暫定規制値を超える放射性物質が検出された農作物が出荷停止となった。いずれの値も、飲食して健康被害がすぐ出る量ではないが国や東電は監視体制を強化している」

「東電が福島原発第1～4号機を調査したところ国の上限値に比べてはるかに多くのヨウ素、セシウムを含んだ高濃度の放射性物質が検出された。通常原発運転時でもヨウ素やセシウムが検出限界を超えることはほとんどなく、いずれにしても同原発の事故によって上昇したと考えられている」

(平成 23 年 3 月 20 日 日本経済新聞)

まず、みていただきたいのが最初の要約です。今回の東京電力福島第一原子力発電所の事故により発生した放射性物質の影響およびその監視体制が書かれた記事です。国の定

めた暫定規制値を超える放射性物質が検出された農作物が出荷停止になったこと、そして福島原発付近の海水からも国が定めた原子炉による汚染の上限値より高濃度の放射性物質が見つかったこと。いずれの値も、飲食して健康被害がすぐに出る量ではないが国や東電は監視体制を強化しているということが書かれています。

また、「東電が福島原発第1～4号機を調査したところ国の上限値に比べてはるかに多くのヨウ素、セシウムを含んだ高濃度の放射性物質が検出された。通常原発運転時でもヨウ素やセシウムが検出限界を超えることはほとんどなく、いずれにしても同原発の事故によって上昇したと考えられている」とあり、この地震により、原発付近の放射線が広がりだしていることを表しています。

こういったように、震災直後で放射性物質の漏れや被害、危険性などが連日新聞やテレビなどで報道により、我々消費者は放射線に対して大きな不安を抱くようになりました。この風評被害の敬遠により、私たち消費者は原子力発電所の放射性物質もれの影響を受けた福島県や他の地域の野菜、水産物などの安全性を疑うようになりました。

## 風評被害について

そこで、先ほど言った風評被害について考えてみたいと思います。よく勘違いをされるかもしれませんが、風評被害というのはありもしない原因や尾ひれがたされた噂話や情報により被害がでることを言います。先ほど言ったように出荷制限された野菜や魚があるとして、その産地の他の野菜や魚の購入を不安に思うのは、人として至って普通の判断をしていると思います。そうした正しい情報を得ておきながら、念のため安全を考え、自己判断して購入を控えることは風評被害とは言わないのです。

汚染もされていないし、出荷制限もでていないのにどここの野菜は汚染されている、どここの魚は放射性物質がでていたといった情報が流れ、その野菜や魚が売れなくなってしまうのであれば、風評被害となりますが、事実をもとに一人ひとりが考え買う買わないことをきめるのは風評被害とは言いません。その違いは注意しておいてください。

## ※(原発事故への対応)

農水省は、原子力安全委員会緊急技術助言組織の助言等を踏まえ、農産物の廃棄方法等について生産者等へ周知していますが、これは放射性物質の拡散を回避するための措置であり、農家の重荷になっています。

## 風評被害が消費に与えた影響

それではなぜこの風評被害が起きてしまったのか、その原因を考えてみたいと思います。

### 原因① 汚染度に関する情報が存在しないこと

一つ目の理由は汚染がゼロか否かも含めて、汚染度に関する情報が存在しないことです。例えば、上でも言った政府は直ちに健康には影響はないと宣言していますが、あくまでも直ちにであり、原発が現在進行形の問題である限り、農産物に対する汚染を完全にゼロにするのは不可能に近いのです。しかし、放射能という図る方法が限定されているという特性上、消費者は流通している農水産物の汚染度を情報としてかくにんすることができません。このため農水産物の汚染度が不明である場合、購入を控える消費者がいるのは当然のことです。

### ※(各国の輸入規制措置)

農林水産物・食品の輸出総額は、4,920 億円 (2010 年)。主な輸出先国は、香港、米国、台湾など。海外では 29 カ国・地域が輸入禁止、検査強化等を実施。47 都道府県全てを対象、全ての食品、飼料を対象としている国が多いです。

国内で安全が確保された後も、輸入規制は長期化するおそれ。

### ※(周知内容)

放置された野菜の取扱について→すきこみ及び焼却は望ましくない。すでに刈り取ったものは1箇所を集めて保管。

出荷制限となっている原乳の廃棄について→自己所有地に集中的に埋設する。当面の対応と濃厚飼料の給与量の低減や急速に搾乳を中止する方法などにより生乳を廃棄する量を抑制取組も検討など農産物汚染、土壌汚染に対する将来への不安を持ちながら営農せざるを得ない状況。

### 原因② 政府のあいまいな規制

二つ目の理由は上の記事の表現にもあるように、政府が直ちに健康に被害がでることのないという暫定規制値を超えた野菜や魚を出荷停止にしたというニュースそのものと考えられます。食品衛生法上の暫定規制値をこえているのに、健康被害がでることがないと宣言していますが、その健康被害のでないものを出荷停止にしてしまっています。つまりこれは暫定規制値の設定すら非常にあいまいであるかと思われれます。このようなちぐはぐなニュースを受け取った消費者は、放射能の情報を満足に持ち合わせていないため余計にそ

これらの野菜に疑念を抱き、被災地や被災地近くの低濃度の農水産物も警戒するようになってしまったからと思われます。

#### ※(風評被害の対応)

関係省庁と連携し、検査結果の迅速な提供はもとより、暫定規制値考え方、その人体への影響程度等の正確な知識を消費者等に幅広く発信。加工・流通業者等に対し、科学的・客観的な根拠に基づき、冷静に対応していただくよう通知。農林水産大臣から消費者及び小売事業者に対し、出荷制限の対象となっていない農作物等について、普段どおりに買い物や商売をしていただくようメッセージを発信。被災地及びその周辺地域で生産・製造されている農林水産物や加工食品を、積極的に消費することによって被災地の復興を応援するキャンペーンを実施。

#### 風評被害と消費のまとめ

まとめとしてこの東日本大震災における消費経済の状況について考えていきたいと思えます。実をいうと、被災地となった東北地方は震災前においては度重なる人口減少のため、経済状態は決して良好ではありませんでした。しかし、震災後のいまでは、多くの支援により、わずかばかり良好な経済を保っているという状況です。ですが、この状況は決して経済を回復させるということにはなりません。もし、復興期が終わればたちまちもとの人口減少という問題に直面してしまうからです。また、風評被害についても同じようなことが言えます。現状では、放射能が高い地域に近い農水産物までの値段までが下落しており、それが消費者の購入をとどまらせ、生産者に直撃しています。仮に、産地等の情報のみで判断され、汚染がゼロまたは低いと生産者が確認している農水産物までの値段がげらくしているとしたら問題です。震災後のこうした消費に関する問題として役に立つものは、やはり消費者が確かな情報をより多く得て、生産者との情報の非対称性をなるべく解消し、復興期にとらわれた目先の政策をせず、より長い未来を見据えた対策を考えてこそ消費に明るい兆しが見えてくるのではないかと思います。

## 4. 総括

この東日本大震災を考える上で、まず思い立ったことが、この地震が今までにおいても例を見ない未曾有の大災害であるということです。かつてない大規模な地震と津波、本来安全が保障されているはずの原子力発電所をも破壊してしまうなど、その異常さがダイレクトに伝わってきます。そして、忘れてはならないことが、この地震が非常に多くの大切な命を奪ってしまったということです。その後も、住居の喪失やライフラインの分断など

といった厳しい生活状況に立たされている被災者の方の苦悩は想像を絶するほどにつらく、過酷なものであるということです。私たちは、日本のだれもがこの問題に向き合わなくてはならないと思い、震災後の問題の根幹にかかわる産業の被害やそれにむけての対策、風評被害の原因について考えてみました。これらを考えていくうちに、私たちは今の人を支えるフードシステムの安全性という問題に行き着きました。フードシステムはいままで、私たち消費者に幸福な食卓を届けてくれ、食生活を支えてきてくれました。しかし、近年では、食品が消費者まで届くルート of 長期化・ブラックボックス化・業者のモラル低下により、その安全が少しずつ脅かされています。今回の地震や放射能により、食品は生産不足や放射性物質の脅威にさらされ、今のフードシステムにも非常に脅威となるでしょう。しかし、そんな中で、今の人たちは誰もが被災地支援に向けて一つになり、これらの問題に立ち向かっています。この問題に立ち向かい解決することができれば、水産業の活性化と同じくフードシステムの活性化にもつながると考えています。それではこれで終わらせていただきたいと思います。

最後に、このたびの地震により被災された皆様に、心からご冥福とお見舞い申し上げます。

#### 【参考文献】

農林水産省ホームページ (<http://www.maff.go.jp/>)  
日本経済新聞 日本経済新聞社